

意見聴取要請の経緯

- 昨年末よりアジアにおいて高病原性鳥インフルエンザが大流行していたが、国内においても、平成16年1月11日に山口県より鳥インフルエンザの発生を疑う事例が発生し、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構動物衛生研究所における病死鶏等の鑑定の結果、H5亜型のA型インフルエンザウイルスに感染していたことが判明した。
これにより、国内では1925年以来79年ぶりに高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された。
- 高病原性鳥インフルエンザについては家畜伝染病予防法に基づき、「高病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアル」により摘発・とう汰を基本とする防疫措置が定められているが、アジアにおける流行がかつてなく猛威をふるっていることもあり、農林水産省では、平成16年1月15日に第2回家きん疾病小委員会を開催し、まん延防止措置の一つとして、現状では適切でないが、万一、発生が拡大した場合に備えワクチンの備蓄を検討することとした。
- さらに、平成16年2月3日の第2回家きん疾病小委員会では、国としてワクチンの備蓄を決定したことが報告されるとともに、その使用について、「現時点でワクチンを使用することは不適切であるが、万が一まん延防止のために使用せざるを得ない場合には、家畜伝染病予防法に基づく農林水産大臣又は都道府県知事の指示に従い、計画的・組織的に使用すること、具体的な方法については家きん疾病小委員会の意見を聴くこと」とする使用方針が示された。
- 今般の意見聴取要請は、この備蓄ワクチンを使用した場合に備えたものであり、平成16年3月1日付けで農林水産省より、「鳥インフルエンザ不活化ワクチンを接種した鳥類に由来する食品の安全性」、厚生労働省より「鳥インフルエンザ不活化ワクチンの使用に係る肉、卵その他の食品の安全性」について食品健康影響評価が求められているところである。